

福祉医療費助成制度に係る取扱いの一部変更のお知らせ

レセプトへの「福祉医療」取扱表示が変わります。

奈良県福祉医療の識別のため、国保分については、レセプトの特記事項欄に「29」表示をお願いしてきたところですが、国保連合会でのシステム改修に伴い、特記事項欄「29」表示ができなくなります。このため、「29」表示に代わる目印として、公費負担番号欄、受給者番号欄に福祉医療の受給資格証記載の「公費負担者番号、受給者番号」を転記していただきますよう、お願いいたします。

開始時期：平成23年4月診（平成23年5月請求分）から

※平成23年4月診から特記事項欄に「29」表示があると、特記事項エラーとしてレセプトが返戻されます。

※平成23年4月診以前に公費負担番号・受給者番号欄を利用した場合も、エラーとしてレセプトが返戻されます。

**※公費負担者番号を入力することで、単独レセプトではなくなります。
「22併」、または「33併」へチェックしてください。**

※この変更は、「29」に代わる目印のためであり、窓口負担の徴収、「福祉医療自己負担額支払明細書」の作成は従来どおりお願いします。現物給付になるということではありません。この公費負担者番号・受給者番号へ入力したことに伴う、療養の給付欄の「公費①、②」の請求点数、一部負担金額及び診療実日数欄の「公費①、②」の実日数について、福祉医療分の記載は省略可能です。

● 変更内容

医科

国保分

平成23年3月診まで

平成23年4月診から

【医療機関等の皆様へ】

●記載例

乳幼児医療費受給資格証

公費負担者番号 71

診療報酬明細書 (医科入院外)

平成 年 月 分

公費負担者番号 71

2併または3併 (単独ではなくなり ます)

省略可能

●公費負担者番号について

福祉医療	公費負担者番号
乳幼児医療費受給資格証	「71」
子ども医療費受給資格証	「71」
心身障害者受給資格証	「81」
母子医療費受給資格証	「91」
	から始まる8桁の番号

※他公費優先です。

※他の公費負担医療がある場合は、福祉医療の番号は一番最後に記入して下さい。

●国保・社保別窓口対応事務 早見表

区分	レセプトへの取扱表示	高額療養費への対応 (限度額適用認定証を使用しない場合)
国保	(県内)市町村国保	なし(市町村内で処理)
	奈良県医師国保組合 奈良県歯科医師国保組合	個々に申請書を提出(市町村が代理請求)
社保	摘要欄へ 「奈良県福祉医療」表示(※)	◎高額療養費支給申請書 ◎保険証・レセプトの写し を添付

※引き続き紙ベースでレセプトを作成される医療機関等につきましては、従来通り右上又は摘要欄「奈福」でも可。

福祉医療自己負担額支払明細書の電子媒体での提出が可能になりました。

福祉医療の報告で使用していただいている「福祉医療自己負担額支払明細書」については、現在紙ベースで作成いただいているところです。従来通りの紙媒体による提出のほか、CDやFD等電子媒体による提出が可能になりました。仕様書につきましては、以下の方法で入手していただけます。ご希望の医療機関におかれましては、奈良県国保連合会へ、確認試験のお申し込みをお願いいたします。

- ①国保連合会から、12月末のレセプト返戻時に併せて、仕様書の申込書を発送いたします。
- ②国保連合会のホームページから、仕様書、確認試験依頼書及び電子媒体請求の届出書がダウンロードできます。

<http://www.kokuhoren-nara.jp/>

「保険医療機関の皆様へ」→「奈良県福祉医療制度」→「福祉医療費自己負担額支払明細書の電子媒体化による提出について」

- ③奈良県保険指導課のホームページから、仕様書、確認試験依頼書及び電子媒体請求の届出書がダウンロードできます。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1982.htm

仕様書、確認試験依頼書及び電子媒体請求の届出書送付先

〒634-0061

奈良県橿原市大久保町302番1（奈良県市町村会館内）

奈良県国民健康保険団体連合会 業務第2課 宛

（問い合わせ）

福祉医療制度全般について

■奈良県健康福祉部保険指導課高齢者・福祉医療係

TEL：0742-27-8547(直通) FAX：0742-27-0445

■保険指導課のホームページ

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1982.htm

電子レセプト等記録方法について

■奈良県国民健康保険団体連合会 電算課

TEL：0744-29-8314(直通) FAX：0744-29-8323

レセプトへの「福祉医療」取扱表示の変更について Q&A

Q1

平成23年4月診療分以降のレセプトに、誤って特記事項欄に29と入力して請求してしまった場合、どのようなになりますか？

A

国保連合会のシステム変更により(現在国保連合会では、レセプトオンライン化の為に、システムの「最適化」が行われています。)、**特記事項欄に29と表示したまま提出すると、オンライン提出の場合、エラーとなり返戻されます。**

また、**紙提出の場合でも、公費負担者番号欄、受給者番号欄に記入がないと、福祉医療の助成データが集約できない**恐れがあります。必ず、平成23年4月診療分以降は、レセプトの公費負担者番号欄、受給者番号欄に福祉医療受給資格証の公費負担者番号、受給者番号の記載をお願いいたします。

Q2

二つ以上の公費負担の受給資格証を提示された場合、どのように記載すればよいですか？

A

医療保険、国公費、その他の公費の順で適用し、**福祉医療の公費負担者番号、受給者番号は、一番最後に記載**してください。誤って福祉医療の公費負担者番号、受給者番号を第一公費に入力すると、エラーになります。

なお、福祉医療の公費負担者番号、受給者番号入力は、レセプトへの目印の為であり、現物給付ではありません。受給者の方への窓口請求は、従来通り、医療保険の自己負担額(国等公費があればその適用後の自己負担額)を請求してください。受給者の方へは、従来通り福祉医療費自己負担額支払明細書により、自動償還されます(奈良県独自の取扱い)。

Q3

公費負担者番号欄を使用することで、他に変更する部分がありますか？

A

公費負担者番号欄を使用することで、「保険種別2」欄は、「1 単独」ではなくなります。そのため、「2 2併」または「3 3併」にチェックをお願いいたします。

また、診療報酬請求書(国保)の一般公費負担医療(併用再掲欄)について、従来は奈良県福祉医療分を除いて集計していましたが、平成23年5月請求分以降は、奈良県福祉医療分を含めた公費分を集計してください。

レセプト左下の「療養の給付」欄の公費の点数、一部負担金額及び、レセプト右の「診療実日数」欄への、福祉医療分の記載の必要はありません(省略可能)。

Q4

システムによりレセプト及び福祉医療費自己負担額支払明細書を作成していますが、改修が間に合わなかった場合は、従来どおりの「29」表示で請求してもよいですか？

A

平成23年4月診療分(平成23年5月請求分)以降、国保連合会では「29」表示のレセプトはエラーで返戻となります。また、平成23年4月診療分(平成23年5月請求分)以前に「公費負担者番号・受給者番号」を記載した場合も、返戻されます。したがって、平成23年5月請求分に間に合うように改修をお願いいたします。

福祉医療費自己負担額支払明細書の記載方法は従来とおりです。また、紙提出の他、FDやCD等の電子媒体での提出も可能になりましたので、ご利用ください。

Q5

変更時期は、平成23年4月診療分以降となっているが、3月診療分より以前の月遅れ請求はどうなりますか？

A

レセプトについては、診療月にかかわらず、平成23年4月診療分以降(平成23年5月請求分)の請求は、「29」表示ではなく「公費負担者番号・受給者番号」を記載してください。福祉医療費自己負担額支払明細書の記載方法に変更はありません。

レセプト国保分及び福祉医療分ともに月遅れの場合

レセプトについては、診療月にかかわらず、平成23年4月診療分以降(平成23年5月請求分)の請求は、「29」表示ではなく「公費負担者番号・受給者番号」を記載してください。福祉医療分については、従来通り、福祉医療費自己負担額支払明細書の診療年月欄を記載の上、ご提出ください。

レセプト国保分が既に請求済で、福祉医療分のみ未提出の場合

レセプトに変更ありません。福祉医療分については、従来通り、福祉医療費自己負担額支払明細書の診療年月欄を記載の上、ご提出ください。

福祉医療分が既に提出済で、レセプト国保分が未請求の場合

レセプトについては4月11日以降の請求は、「29」表示ではなく「公費負担者番号・受給者番号」を記載のうえ、請求してください。福祉医療分に変更はありません。

医療機関等より取り下げ及び、国保連合会から返戻されたレセプトを再請求する場合

レセプトについては、平成23年4月診療分以降(平成23年5月請求分)の請求は、「29」表示ではなく「公費負担者番号・受給者番号」を記載のうえ、請求してください。

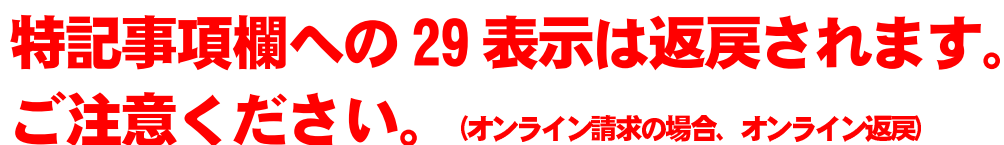
福祉医療分については、当初レセプトと再提出レセプトで自己負担額が異なることが想定されます。医療機関等の窓口で直接受給者と自己負担額に関する徴収・返還があった場合、『福祉医療費・返戻等差額発生報告書』を作成し、国保連合会に提出してください。

国保連合会でのレセプト処理月が5月以降の分について、公費負担者番号・受給者番号を記載してください。

平成 23 年 4 月診療分から

福祉医療（国保分）の

レセプト記載方法が変更されます。



(オンライン請求の場合、オンライン返戻)

レセプトの公費負担番号欄、受給者番号欄に

福祉医療受給資格証記載の

「公費負担者番号、受給者番号」を

入力していただきますよう、お願いいたします。

2 併または 3 併

[illegible]

福祉医療

乳幼児医療費受給資格証

子ども医療費受給資格証

心身障害者受給資格証

母子医療費受給資格証

公費負担者番号

「71」

「71」

「81」

「91」

から始まる8桁の番号

☆公費番号は、**国公費（他公費）**が優先です。

福祉医療（社保分）のレセプト表示について

表示場所を「摘要欄」に一本化し、表記を「奈良県福祉医療」として
 いただくようお願いします。

紙レセプトの場合も
 摘要欄の最上部となるよう記載願います。

氏名		1男 2女 1男 2大 3男 4平 . . . 全		特記事項		保険証 の所在 地及び 名称				
職歴上の事由		1 職歴上 2 下船後3月以内 3 通勤災害								
傷 病 名	(1)			診 察 日	(1)	年 月 日	転院 診療 死亡 中止	診療 日数	日	
	(2)				(2)	年 月 日				日
	(3)				(3)	年 月 日				日
11	初診	時間外・休日・深夜	回	点	公費分担額					
12	再診	外来管理知照	x	回						
13	再診	時間外・休日・深夜	x	回						
14	再診	深夜	x	回						
15	再診	深夜	x	回						
16	再診	深夜	x	回						
17	再診	深夜	x	回						
18	再診	深夜	x	回						
19	再診	深夜	x	回						
20	再診	深夜	x	回						
21	再診	深夜	x	回						
22	再診	深夜	x	回						

「奈良県福祉医療」と表示

●レセプト電算処理システムコメントコードの記録方法

必ず、（摘要欄）コメントの1行目に記録願います。

医科：Co, 01, 1, 810000001, 「奈良県福祉医療」

60	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位
70	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位
80	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位
90	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位
100	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位
110	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位
120	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位
130	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位
140	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位
150	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位
160	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位
170	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位
180	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位
190	検査項目	結果	単位	測定値	測定単位	測定値	測定単位